

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準〔第2節／聴覚の障害〕新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第2節／聴覚の障害</p> <p>聴覚の障害による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>聴覚の障害による障害の程度は、純音による聴力レベル値（純音聴力レベル値）及び語音による聴力検査値（語音明瞭度）により認定する。</p> <p>(1) 聴力レベルは、オーディオメータ（JIS規格又はこれに準ずる標準オーディオメータ）によって測定するものとする。</p> <p><u>ただし、聴覚の障害により障害年金を受給していない者に対し、1級に該当する診断を行う場合には、オーディオメータによる検査に加えて、聴性脳幹反応検査等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を実施する。また、その結果（実施した検査方法及び検査所見）を診断書に記載し、記録データのコピー等を提出（添付）するものとする。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>聴覚の障害により障害年金を受給していない者の障害の状態が1級に該当する場合は、オーディオメータによる検査結果のほか、聴性脳幹反応検査等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査結果を把握して、総合的に認定する。</u></p> <p>(8) 聴覚の障害（特に内耳の傷病による障害）と平衡機能障害とは、併存することがあるが、この場合には、併合認定の取扱いを行う。</p>	<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第2節／聴覚の障害</p> <p>聴覚の障害による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>聴覚の障害による障害の程度は、純音による聴力レベル値（純音聴力レベル値）及び語音による聴力検査値（語音明瞭度）により認定する。</p> <p>(1) 聴力レベルは、オーディオメータ（JIS規格又はこれに準ずる標準オーディオメータ）によって測定するものとする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 聴覚の障害（特に内耳の傷病による障害）と平衡機能障害とは、併存することがあるが、この場合には、併合認定の取扱いを行う。</p>

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準〔第6節／音声又は言語機能の障害〕新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第6節／音声又は言語機能の障害</p> <p>音声又は言語機能の障害による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>(1) <u>音声又は言語機能の障害とは、発音に関わる機能又は音声言語の理解と表出に関わる機能の障害をいい、構音障害又は音声障害、失語症及び聴覚障害による障害が含まれる。</u></p> <p>ア <u>構音障害又は音声障害</u></p> <p><u>歯、顎、口腔（舌、口唇、口蓋等）、咽頭、喉頭、気管等の発声器官の形態異常や運動機能障害により、発音に関わる機能に障害が生じた状態のものをいう。</u></p> <p>イ <u>失語症</u></p> <p><u>大脳の言語野の後天性脳損傷（脳血管障害、脳腫瘍、頭部外傷や脳炎など）により、一旦獲得された言語機能に障害が生じた状態のものをいう。</u></p> <p>ウ <u>聴覚障害による障害</u></p> <p><u>先天的な聴覚障害により音声言語の表出ができないものや、中途の聴覚障害によって発音に障害が生じた状態のものをいう。</u></p> <p>(2) 「<u>音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</u>」とは、<u>発音に関わる機能を喪失するか、話すことや聞いて理解することのどちらか又は両方がほとんどできないため、日常会話が誰とも成立しないものをいう。</u></p> <p>(3) 「<u>言語の機能に相当程度の障害を残すもの</u>」とは、<u>話すことや聞いて理解することのどちらか又は両方に多くの制限があるため、日常会話が、互いに内容を推論したり、たずねたり、見当をつけることなどで部分的に成り立つものをいう。</u></p> <p>(4) 「<u>言語の機能に障害を残すもの</u>」とは、<u>話すことや聞いて理解することのどちらか又は両方に一定の制限があるものの、日常会話が、互いに確認することなどで、ある程度成り立つものをいう。</u></p> <p>(5) <u>構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害については、発音不能な語音を評価の参考とする。発音不能な語音は、次の4種について確認するほか、語音発語明瞭度検査等が行われた場合はその結果を確認する。</u></p> <p>ア 口唇音（ま行音、ぱ行音、ば行音等）</p> <p>イ 歯音、歯茎音（さ行、た行、ら行等）</p> <p>ウ 歯茎硬口蓋音（しゃ、ちゃ、じゃ等）</p> <p>エ 軟口蓋音（か行音、が行音等）</p>	<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第6節／言語機能の障害</p> <p>音声又は言語機能の障害による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>(1) <u>音声又は言語機能の障害は、主として歯、顎、口腔（舌、口唇、口蓋等）、咽頭、喉頭、気管等発声器官の障害により生じる構音障害又は音声障害を指すが、脳性（失語症等）又は耳性疾患によるものも含まれる。</u></p> <p>(2) 「<u>音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</u>」とは、<u>次のいずれかに該当する程度のものをいう。</u></p> <p>ア <u>音声又は言語を喪失するか、又は音声若しくは言語機能障害のため意思を伝達するために身ぶりや書字等の補助動作を必要とするもの</u></p> <p>イ <u>4種の語音のうち3種以上が発音不能又は極めて不明瞭なため、日常会話が誰が聞いても理解できないもの</u></p> <p>(3) 「<u>言語の機能に相当程度の障害を残すもの</u>」とは、<u>4種の語音のうち、2種が発音不能又は極めて不明瞭なため日常会話が家族は理解できるが、他人は理解できない程度のものをいう。</u></p> <p>(4) 「<u>言語の機能に障害を残すもの</u>」とは、<u>4種の語音のうち、1種が発音不能又は極めて不明瞭なため、電話による会話が家族は理解できるが、他人は理解できない程度のものをいう。</u></p> <p>(5) <u>4種の語音とは、次のものをいう。</u></p> <p>ア 口唇音（ま行音、ぱ行音、ば行音等）</p> <p>イ 歯音、歯茎音（さ行、た行、ら行等）</p> <p>ウ 歯茎硬口蓋音（しゃ、ちゃ、じゃ等）</p> <p>エ 軟口蓋音（か行音、が行音等）</p>

<p><u>(6) 失語症については、失語症の障害の程度を評価の参考とする。</u> 失語症の障害の程度は、音声言語の表出及び理解の程度について確認するほか、標準失語症検査等が行われた場合はその結果を確認する。</p> <p><u>(7) 失語症が、音声言語の障害の程度と比較して、文字言語（読み書き）の障害の程度が重い場合には、その症状も勘案し、総合的に認定する。</u></p> <p><u>(8) 喉頭全摘出手術を施したものについては、原則として次により取り扱う。</u> ア 手術を施した結果、発音に関わる機能を喪失したものについては、2級と認定する。 イ 障害の程度を認定する時期は、喉頭全摘出手術を施した日（初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。）とする。</p> <p><u>(9) 歯のみの障害による場合は、補綴等の治療を行った結果により認定を行う。</u></p> <p><u>(10) 音声又は言語機能の障害（特に構音障害）とそしゃく・嚥下機能の障害とは併存することが多いが、この場合には、併合認定の取扱いを行う。また、音声又は言語機能の障害（特に失語症）と肢体の障害又は精神の障害とは併存することが多いが、この場合についても、併合認定の取扱いを行う。</u></p>	<p><u>(6) 喉頭全摘出手術を施したものについては、原則として次により取り扱う。</u> ア 手術を施した結果、言語機能を喪失したものについては、2級と認定する。 イ 障害の程度を認定する時期は、喉頭全摘出手術を施した日（初診日から起算して1年6月以内の日に限る。）とする。</p> <p><u>(7) 言語機能の障害（特に構音障害）とそしゃく・嚥下機能の障害とは併存することが多いが、この場合には、併合認定の取扱いを行う。</u></p>
--	---

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第12節／腎疾患による障害）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第12節／腎疾患による障害</p> <p>腎疾患による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>(1) 腎疾患による障害の認定の対象はそのほとんどが、慢性腎不全に対する認定である。</p> <p>慢性腎不全とは、慢性腎疾患によって腎機能障害が持続的に徐々に進行し、生体が正常に維持できなくなった状態をいう。</p> <p>すべての腎疾患は、長期に経過すれば腎不全に至る可能性がある。<u>腎疾患で最も多いものは、糖尿病性腎症、慢性腎炎（ネフローゼ症候群を含む。）、腎硬化症であるが、他にも、多発性嚢胞腎、急速進行性腎炎、腎盂腎炎、膠原病、アミロイドーシス等がある。</u></p> <p>(2) 腎疾患の主要症状としては、悪心、嘔吐、<u>食欲不振、頭痛等の自覚症状、浮腫、貧血、アシドーシス等の他覚所見がある。</u></p> <p>(3) 検査としては、尿検査、<u>血球算定検査、血液生化学検査（血清尿素窒素、血清クレアチニン、血清電解質等）、動脈血ガス分析、腎生検等がある。</u></p> <p>(4) <u>病態別に検査項目及び異常値の一部を示すと次のとおりである。</u></p>	<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第12節／腎疾患による障害</p> <p>腎疾患による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>(1) 腎疾患による障害の認定の対象はそのほとんどが、慢性腎不全に対する認定である。</p> <p>慢性腎不全とは、慢性腎疾患によって腎機能障害が持続的に徐々に進行し、生体が正常に維持できなくなった状態をいう。</p> <p>すべての腎疾患は、長期に経過すれば腎不全に<u>陥る可能性をもっており、最も多いのは、慢性腎炎（ネフローゼを含む。）、腎硬化症、嚢胞腎、腎盂腎炎であるが、全身性疾患による腎障害、すなわち、糖尿病性腎症、膠原病、痛風腎、アミロイドーシス等も少なくないものである。</u></p> <p>(2) 腎疾患の主要症状としては、悪心、嘔吐、<u>疼痛等の自覚症状、尿の異常、浮腫、高血圧等の他覚所見がある。</u></p> <p>(3) <u>検査成績</u>としては、尿検査、血液生化学検査（血清尿素窒素、血清クレアチニン、血清電解質等）、動脈血ガス分析等がある。</p> <p>(4) <u>慢性腎不全及びネフローゼ症候群での検査項目及び異常値の一部を示すと次のとおりである。</u></p>

① 慢性腎不全

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
ア	内因性クレアチンクリアランス	ml/分	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
イ	血清クレアチニン	mg/dl	3以上 5未満	5以上 8未満	8以上

(注) eGFR (推算糸球体濾過量) が記載されていれば、血清クレアチニンの異常に替えて、eGFR (単位はml/分/1.73m²) が10以上20未満のときは軽度異常、10未満のときは中等度異常と取り扱うことも可能とする。

② ネフローゼ症候群

区分	検査項目	単位	異常
ア	尿蛋白量 (1日尿蛋白量又は尿蛋白/尿クレアチニン比)	g/日 又は g/gCr	3.5以上を 持続する
イ	血清アルブミン (BCG法)	g/dl	3.0以下
ウ	血清総蛋白	g/dl	6.0以下

(5) (略)

(6) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	前記(4)①の検査成績が高度異常を1つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	1 前記(4)①の検査成績が中等度又は高度の異常を1つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの 2 人工透析療法施行中のもの
3 級	1 前記(4)①の検査成績が軽度、中等度又は高度の異常を1つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの 2 前記(4)②の検査成績のうちアが異常を示し、かつ、イ又はウのいずれかが異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
ア	内因性クレアチンクリアランス値	ml/分	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
イ	血清クレアチニン濃度	mg/dl	3以上 5未満	5以上 8未満	8以上
ウ	① 1日尿蛋白量	g/日	3.5g以上を持続する		
	② 血清アルブミン	g/dl	かつ、	3.0g以下	
	③ 血清総蛋白	g/dl	又は、	6.0g以下	

(注) 「ウ」の場合は、①かつ②又は①かつ③の状態を「異常」という。

(5) (略)

(6) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	前記(4)に示す検査成績が高度異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの
2 級	1 前記(4)に示す検査成績が中等度異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの 2 人工透析療法施行中のもの
3 級	前記(4)に示す検査成績が軽度異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するもの

なお、障害の程度の判定に当たっては、前記(4)の検査成績によるほか、他覚所見、他の一般検査及び特殊検査の検査成績、治療及び病状の経過等も参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。

<p>(7) 人工透析療法施行中のものについては、原則として次により取り扱う。</p> <p>ア 人工透析療法施行中のものは2級と認定する。</p> <p>なお、主要症状、人工透析療法施行中の検査成績、<u>長期透析による合併症の有無とその程度、具体的な日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定する。</u></p> <p>イ 障害の程度を認定する時期は、人工透析療法を初めて受けた日から起算して3月を経過した日（初診日から起算して1年6月を<u>超える場合を除く。</u>）とする。</p> <p>(8) 検査成績は、その性質上変動しやすいものであるので、腎疾患の経過中において最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて<u>認定を行うものとする。</u></p> <p>(9) 糸球体腎炎（ネフローゼ症候群を含む。）、<u>腎硬化症、多発性嚢胞腎、腎盂腎炎に罹患し、その後慢性腎不全を生じたものは、両者の期間が長いものであっても、相当因果関係があるものと認められる。</u></p> <p>(10) 腎疾患は、その原因疾患が多岐にわたり、それによって生じる臨床所見、検査所見も、また様々なので、<u>前記(4)の検査成績によるほか、合併症の有無とその程度、他の一般検査及び特殊検査の検査成績、治療及び病状の経過等も参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して総合的に認定する。</u></p> <p>(11) <u>腎臓移植の取扱い</u></p> <p>ア <u>腎臓移植を受けたものに係る障害認定に当たっては、術後症状、治療経過、検査成績及び予後等を十分に考慮して総合的に認定する。</u></p> <p>イ <u>障害年金を支給されている者が腎臓移植を受けた場合は、臓器が生着し、安定的に機能するまでの間を考慮して術後1年間は従前の等級とする。</u></p>	<p>(7) 人工透析療法施行中のものについては、原則として次により取り扱う。</p> <p>ア 人工透析療法施行中のものは2級と認定する。</p> <p>なお、主要症状、人工透析療法施行中の検査成績、<u>具体的な日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定する。</u></p> <p>イ 障害の程度を認定する時期は、人工透析療法を初めて受けた日から起算して3月を経過した日（初診日から起算して1年6月<u>以内の日に限る。</u>）とする。</p> <p>(8) 検査成績は、その性質上変動しやすいものであるので、腎疾患の経過中において最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。</p> <p>(9) 糸球体腎炎（ネフローゼを含む。）、多発性嚢胞腎、腎盂腎炎に罹患し、その後慢性腎不全を生じたものは、両者の期間が長いものであっても、相当因果関係があるものと認められる。</p> <p>(10) 腎疾患は、その原因疾患が多岐にわたり、それによって生じる臨床所見、検査所見も、また様々なので、<u>診断書上に適切に病状をあらわしていると思われる検査成績が記載されているときは、その検査成績も参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。</u></p> <p>(11) <u>腎臓移植を受けたものに係る障害の認定は、本章「第18節／その他の障害」の認定要領により認定する。</u></p>
---	--

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準〔第18節／その他の疾患による障害〕新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第18節／その他の疾患による障害</p> <p>その他の疾患による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 人工肛門・新膀胱</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 障害の程度を認定する時期は、次により取り扱う。</p> <p><u>人工肛門を造設し又は尿路変更術を施した場合はそれらを行った日から起算して6月を経過した日(初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。)</u>とし、<u>新膀胱を造設した場合はその日(初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。)</u>とする。</p> <p>なお、(3)ア(イ)及び(イ)の場合に障害の程度を認定する時期は、次により取り扱う。</p> <p><u>(イ) 人工肛門を造設し、かつ、新膀胱を造設した場合は、人工肛門を造設した日から起算して6月を経過した日又は新膀胱を造設した日のいずれか遅い日(初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。)</u>とする。</p> <p><u>(イ) 人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施した場合は、それらを行った日のいずれか遅い日から起算して6月を経過した日(初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。)</u>とする。</p> <p><u>(イ) 人工肛門を造設し、かつ、完全排尿障害状態にある場合は、人工肛門を造設した日又は完全排尿障害状態に至った日のいずれか遅い日から起算して6月を経過した日(初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。)</u>とする。</p> <p>(4) 遷延性植物状態については、次により取り扱う。</p> <p>ア 遷延性植物状態については、日常生活の用を弁ずることができない状態であると認められるため、1級と認定する。</p> <p>イ 障害の程度を認定する時期は、その障害の状態に至った日から起算して3月を経過した日以後に、医学的観点から、機能回復がほとんど望めないとき(初診日から起算して1年6月を超える場合を除く。)</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>第3 障害認定に当たっての基準</p> <p>第1章 障害等級認定基準</p> <p>第18節／その他の疾患による障害</p> <p>その他の疾患による障害の程度は、次により認定する。</p> <p>1 認定基準 (略)</p> <p>2 認定要領</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 人工肛門・新膀胱</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 障害の程度を認定する時期は、人工肛門、新膀胱又は尿路変更術を施した日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)</p> <p>(4) 遷延性植物状態については、次により取り扱う。</p> <p>ア 遷延性植物状態については、日常生活の用を弁ずることができない状態であると認められるため、1級と認定する。</p> <p>イ 障害の程度を認定する時期は、その障害の状態に至った日から起算して3月を経過した日以後に、医学的観点から、機能回復がほとんど望めないとき(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)</p> <p>(5)～(8) (略)</p>